

第4回人権賞 受賞者 広岡 知彦（(財) 青少年と共に歩む会常務理事、1995 年逝去）
【受賞理由】

児童福祉法の恩恵に浴しない子どもたちと日常生活をともにして、特に非行少年の更生を図る運動を23年間地道に続けるなどの、子どもたちの人権思想の普及活動に対して。

Q1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

「憩いの家」は、1969年9月、養護施設や教護院を中学卒業時点で出なければならぬ子どもたちの実態に問題を感じた人たちが集まって設立した。それから2軒目、3軒目の「憩いの家」ができ、関わった子どもたちは400人を超え、関係は社会に出てからも続いている。近年は、施設出身の子どもだけでなく、10代後半から20代前半の行き場のない青少年たちも、児童相談所、家庭裁判所、女性相談所、少年院、病院などから入居している。

Q2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

発足から7年間は、公費が全く出ない中、職員は1人で、あとはボランティアの人たちが運営委員になり、資金集め、子どもとの生活を行った。2軒目の憩いの家を設立した1974年に、東京都から補助金が200万円出るようになり、職員を2人にした。1984年には「自立援助ホーム事業」として都が認め、補助金は、750万円になり、1988年には国が「自立相談援助事業」として追認し、わずかだが予算化もされた。

Q3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

「人権賞」に推薦くださったのは、弁護士さんだったが、その後も、子どもの問題の解決に、いろいろな弁護士さんと一緒に活動することが多く、心強く思っている。また、勉強熱心な弁護士さんから教えられることも多く、世界を広げるきっかけになった。

Q4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

数少ない全国の自立援助ホームが手を携えて協議会を作ったのが、1993年、児童福祉法の中に事業として認めてもらう運動を行い、「児童自立生活援助事業」として改正児童福祉法に取り入れられたのが、1998年。その運動の最中、広岡知彦氏は、1995年11月に54歳の若さで逝去された。現在、自立援助ホームは、3軒の憩いの家を含めても全国に20か所しかなく、法制度化されても国庫補助がきわめて低額なため、事業を始めたいと思っている人もなかなか踏み出せないでいる。なお、1999年に社会福祉法人に組織替えした。

Q5 あなたにとって、いま最も関心のある「テーマ」は何ですか。

憩いの家が生まれて33年、広岡知彦氏が亡くなって5年が過ぎ、遺されたスタッフ8人を中心に懸命に続けてきた。憩いの家の事業を維持していくことが、青少年の人権を守る活動になるわけで、エネルギーを保ち続けることが最大のテーマである。そのためには、まず人の問題、資質、チームワーク、努力を要し、その人たちを支える協力者の輪、運動の勢い、資金の裏付けが欠かせない。

Q6 新たにはぐくむべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともに聞かせてください。

1998年の児童福祉法改正は、私たちの期待いに沿った形にはならず、制約がついたり、補助金が少なかったりで、再検討が必要である。今回の少年法の改正も、処遇の現場では強い不安や懸念を生んでおり、改正後こそ、問題意識を持ち続けなければならない。自立援助ホームは、児童福祉法や少年法に合致せず、実態に即した「青少年福祉法」のようなものが理想である。それは15歳から25歳くらいまでの青少年を守り、育てる、自立援助ホームの理念を基本にしたものである。これは決して絵空事ではなく、現にドイツでは、1991年に法改正があり、21歳まで施設経験者の生活が保障されるようになった。これを彼の国では、「アフターケア」といわず、「スタート・ケア」と呼んでいる。

憩いの家のような自立援助ホームが、全国各地にできることが目標で、そのためにも、憩いの家の事業を続けることに努力したい。